

四日市市病院告示第 4 号

市立四日市病院低入札価格調査試行要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院低入札価格調査試行要綱の一部を改正する要綱

市立四日市病院低入札価格調査試行要綱（平成 27 年四日市市病院告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
市立四日市病院低入札価格調査 <u>実施</u> 要綱 （平成 27 年 1 月 1 日四日市市病院告示第 2 号）  （目的） 第 1 条 （略）  （準用） 第 2 条 低入札価格調査の <u>施行</u> については、別に定めるもののほか、四日市市低入札価格調査 <u>実施</u> 要綱（平成 20 年四日市市告示第 362 号）の規定を準用する。	市立四日市病院低入札価格調査 <u>試行</u> 要綱 （平成 27 年 1 月 1 日四日市市病院告示第 2 号）  （目的） 第 1 条 （略）  （準用） 第 2 条 低入札価格調査の <u>試行</u> については、別に定めるもののほか、四日市市低入札価格調査 <u>試行</u> 要綱（平成 20 年四日市市告示第 362 号）の規定を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。
- 2 市立四日市病院病棟増築・既設改修工事低入札価格調査実施要綱（平成 21 年四日市市病院告示第 4 号）は、廃止する。